自己点検シート等について

　　介護サービス事業者は、人員、設備及び運営に関する基準（以下、「運営基準」という。）に従い、利用者の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供するとともに、その提供するサービスの質を自ら評価をすることなどによって、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければなりません。

　利用者に適切にサービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検することにより、指定基準が守られているか、法令が遵守されているかを常に確認し、不適切な事項がある場合は改善するとともに、自らが提供する介護サービスの向上に努めることが大切です。

　ついては、介護サービス事業所ごとに、法令、指定基準等を基に、自己点検シート及びリスト等を作成しましたので、それぞれの事業所において有効活用してください。

実施方法

(1) 　自主点検については、当該自己点検シート等により毎年度定期的に実施してください。

また、事業所への実地指導等が行われる場合は、市に他の書類とともに当該自己点検シート等の写しの提出をお願いすることになります。

(2) 　複数の職員で検討のうえ、点検してください。

(3) 　自己点検シートの点検結果の判定は、該当する項目（適・不適）に「チェック」を記入してください。

なお、「不適」の項目がある場合は、その事由及び改善方法を別紙（任意様式）に記入して、添付してください。

(4) 　自己点検シートの点検項目に該当する項目がない場合は、点検結果欄に「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

(5) 　自己点検リスト等は、基本的には、自主点検を行った当該月の状況を各項目の注釈に留意し、作成してください。

(6) 　自主点検の結果については、実施後３年間の保管をお願いします。